

広報うねだ

毎月1日・16日発行

昭和60年8月1日

第940号

発行 上田市
(大手一丁目11番16号)
編集 秘書課
電話 上田224100内線205
印刷 田辺印刷



家庭婦人水泳教室

初心者の家庭婦人を対象とした「家庭婦人水泳教室」が、7月16日から19日まで市営プールで開かれました。参加した皆さんは、水中ゲームなどをして水に慣れたあと、手足の使い方や息つぎの仕方などを習いました。

主な内容

創造館まもなく完成……………	2ページ
第10回部落差別をなくす市民大行動……………	3ページ
取り引き・証明用計量器の定期検査……………	4・5ページ
みんなで寄附の3ない運動を高めよう……………	6ページ
結核レントゲン検診日程表……………	7・8ページ
カメラレポ……………	9ページ
お知らせ……………	10～13ページ
おくやみ……………	14ページ
国民年金特集……………	特集1～4ページ

市民の動き

(7月1日現在)

総人口	116,284人	(+105)
男	56,779人	(+65)
女	59,505人	(+40)
世帯数	36,458世帯	(+51)

()内は前月比です。

第939号

上田友の会(消費者団体)では、小学校三年生から中学校三年生までの子供さんを対象に、

人たちに伝えていこうというサイクルです。そのことによって、ハンディを持った人たちへの正しい理解、共感の輪を広げ、地

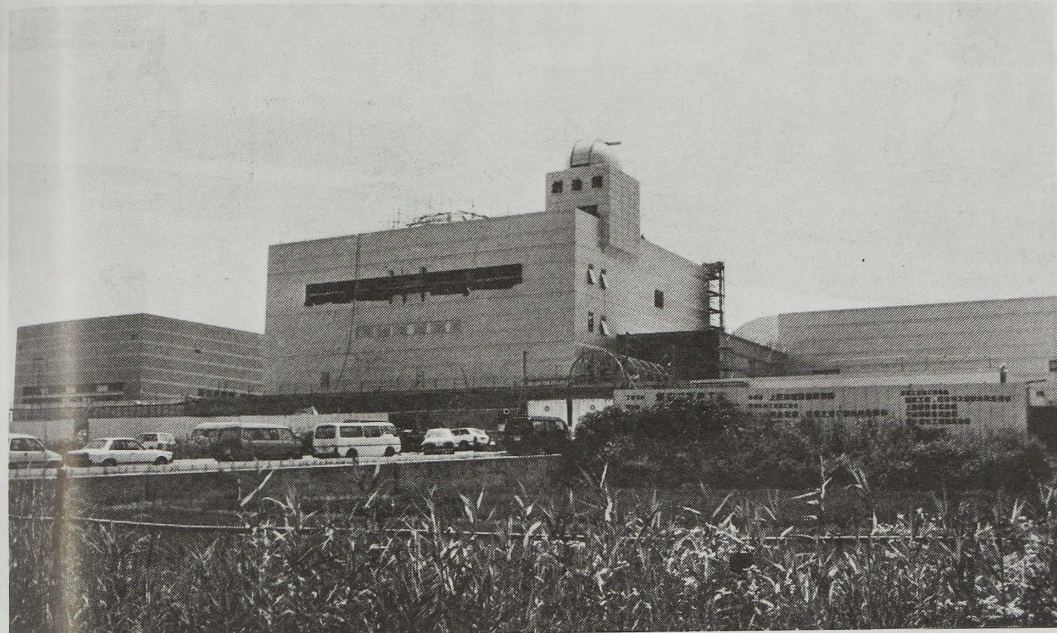
するための失業給付を行います。
②労働者の職業安定のための失業予防、雇用機会の増大、雇用構造の改善、労働者能力の開発

おでかけください。
〔断酒会〕
とき 毎週木曜日午後七時から九時

ていますので、御利用ください。
とき 毎月第一金曜日午後一時三十分
ところ 上田市福祉会館

上小圏域の文化中核施設

創造館まもなく完成



12月完成を目指して順調に工事が進む創造館

上田市と小県郡の四町三村で組織している上小地域広域行政事務組合（組合長・永野上田市長）では、市内倉升の長池跡地に「創造館」を建設しています。

五十九年七月工事に着工以来、この十二月の完成を目指して、現在、順調に工事が進んでいます。

創造館は、上小広域圏の文化中核施設として文化、教育、体育、レクリエーションなどの複合機能を備えた施設です。建設にあたっては、国の田園都市中核施設整備事業の補助および県の文化公園施設整備事業の補助を受けています。

建物は、鉄筋コンクリート造り（一部鉄骨造り）地下一階、地上四階、屋上三階（天体観測室）で、延床面積は七千三百二十八平方メートル、総事業費は十二億五千万円です。

12メートルドームの

プラネタリウム

建物は三つのブロックに分かれています。その各ブロックの主な内容は、次のとおりです。

中央ブロックの一階には、上小地域の各種民俗資料の展示や

研究会などを行う歴史民俗資料館ができます。二階には各種の絵画などを展示する美術館、三階には視聴覚の教材が利用できる視聴覚室やパソコン教室があります。四階には、児童科学館のメインとなる科学実験室や十二メートルドームの中で天体の学習ができるプラネタリウム、展示場などが置かれます。屋上には、天体望遠鏡を備えた天体観測室ができます。

向って右側のブロックは、文化ホールや管理センターとなっています。文化ホールは多目的ホールとして、講演会、式典、各種大会、そして音楽会、映画会、演劇会などに広く利用できる施設です。

左側のブロックは体育館です。バレーボールやバドミントンなどの室内競技、生涯スポーツの場となります。また、創造館の周りの整備もまもなく始まる予定です。

創造館は、子供たちの学習の場として、また諸活動の拠点として、みんなに大いに利用されることでしょう。

水上 勉さんが記念講演
第10回部落差別をなくす

人間は生まれながらにして平等であって、人権は国民等しく尊重されなければならない。このことは、人類普遍の原理であり、民主主義の基底である。わが国は政治の民主化・社会・経済・文化の近

水上 勉さんが記念講演

第10回部落差別をなくす

市民大行動

七月十七日、「第十回部落差別をなくす市民大行動」が開かれました。今年は記念すべき第十回ということで、作家の水上勉さんをお迎えして、「人間について」と題して記念講演が行われ



集会終了後、参加者全員で行われた大行動

ました。大会には、六十団体を含む約千七百人の皆さんが参加しました。市民会館で行われた集会で、永野市長は「人間が人間を差別することの不当さ、自由と人権

を尊重することの重大さを全市民あげて深く心に銘ずべきだと思います。本日、御参集いただきました皆様方は、同和問題解決のため、進んで市民の先頭に立っていただくことを切にお願い申し上げます」とあいさつしました。

続いて、作家の水上 勉さんをお迎えして、「人間について」と題して記念講演が行われました。水上さんは、一時間三十分にあたり人間尊重について切々と訴えられました。その後、「人権意識を高め、人権尊重の輪を広げよう」「市民総ぐるみで部落差別をなくそう」「部落解放基本法」制定を実現しよう」というスローガンを確認、そして大会宣言を満場一致で決議しました。

大会終了後、市内行進に移り参加者全員が三つのコースに分かれて、部落差別の完全撤廃を市民にアピールしました。

れています。その各ブロックの主な内容は、次のとおりです。

中央ブロックの一階には、上

宣言

人間は生まれながらにして平等であって、人権は国民等しく尊重されなければならない。このことは、人類普遍の原理であり、民主主義の基底である。わが国は政治の民主化・社会・経済・文化の近代化が大きく進展したにもかかわらず、同一民族であり同一生活様式の中に生きながら、権力者が同胞の一部を極端に蔑視したり、生きる権利を奪った歴史の因習がいまだに解消されていない。この緊急な国民的課題を解決するための特別措置法が施行されて以来十六年、上田市行政は関係機関、団体などと協力して、法の目的を達成するための努力を重ねてきた。その結果、環境整備・教育・社会福祉などの対策については一定の進展をみたものの、今日なお差別事象の発生をみることは、極めて遺憾である。

本日、この集会にあたり、人間が人間を差別することの不当さ、人間がそれぞれの自由と人権を尊重することの重大さを、改めて深く心に銘ずるとともに、封建時代はもろろん、明治、大正、昭和と長年にわたり、生きる自由を抑えられ、差別の重圧に苦しみ続けてきた一部の同胞のことを忘れてはならない。この世界のすう勢に反する現実を完全に無くすことこそ、今日の上田市民の課題であり、市民一人一人の日常生活の最高の念願でなくてはならない。地域改善対策特別措置法の時限もあますところ一年余となり、法期限内にわれわれの願いを果し、完全解放を勝ち取ることは困難な状況である。したがって、現行法を発展的に継続する「部落解放基本法」の制定を図るために、市民が一体となってその実現に向けて努力を傾けることは現下の急務である。

よって本日ここに市民団体ならびに関係行政機関あげて「部落差別をなくす市民大行動」を催し、参加者一同進んで市民の先頭に立つべく、集会を開くとともに、行動を通して部落差別の撤廃を全市民に訴えるものである。さらに、この行動を今日一日にして終らせることなく、全市域全家庭に向けて拡大浸透させるため、部落差別撤廃の念願をこめて、われわれ一人一人がその原動力となることを改めて決意するものである。

以上宣言する。

昭和六十年七月十七日
第十回上田市部落差別をなくす市民大行動

取り引き・証明用 計量器の定期検査

8月19日～9月6日

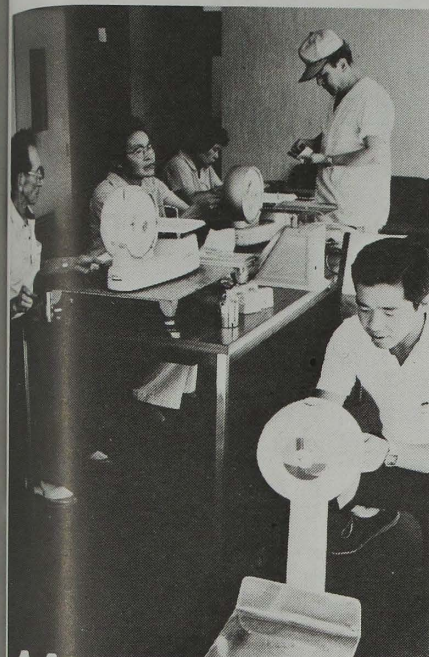
計量器を取り引き（商品の売買、運送、医薬品の調剤、農産物の売買など）に使用する皆さんは、その計量器の定期検査を一年に一度、受検することが計量法により義務づけられています。

計量器を取り引き（商品の売買、運送、医薬品の調剤、農産物の売買など）に使用する皆さんは、その計量器の定期検査を一年に一度、受検することが計量法により義務づけられています。

なお、計量器が二十台以上ある場合、建物などに取り付けてある場合、または光電式はかり、電気抵抗線式はかりの場合は、申請により出張検査も行います。

この検査は、使用段階における計量器の正確さを維持することにより、社会秩序を守るために必要なものです。今年は、計量器の定期検査を下表により実施

出張検査を御希望の皆さんは、「所在場所検査承認申請書」を九月七日(土)までに、商工課計量係へ御提出ください。申請書は



60年度計量器定期検査日程表

実施日	検査会場	検査時間	対象地区
8月19日(月)	川西公民館	午前9:30～11:30	川西地区
"	泉田公民館	午後1:30～3:30	泉田地区
8月20日(火)	鈴子公民館	午前9:30～11:30	東塩田地区
"	西塩田会館	午後1:30～3:30	西塩田地区
8月21日(水)	塩田解放会館	午前9:30～11:30	中塩田地区
"	相染閣	午後1:30～3:30	別所地区
8月22日(木)	新田区民会館	午前9:30～正午 午後1:00～3:00	北部地区
8月23日(金)	南天神町公会堂	"	南部地区
8月26日(月)	中村自治会館	"	城下地区
8月27日(火)	上田点字図書館	"	東部地区
8月28日(水)	川辺町会館	午前9:30～11:30	川辺地区
"	西部公民館	午後1:30～3:30	西部地区
8月29日(木)	上田卸商業会館	午前9:30～正午 午後1:00～3:00	秋田地区 和区地区 塩田地区 和区地区
8月30日(金)	"	午前9:30～11:30	秋田地区 和区地区 塩田地区 和区地区
"	上野が丘公民館	午後1:30～3:30	神科地区
9月2日(月)	大屋公会堂	午前9:30～11:30	神川地区
"	農村環境改善センター	午後1:30～3:30	豊殿地区
9月3日(火)	市役所計量検査室	午前9:30～正午 午後1:00～3:00	中央地区
9月4日(水)	"	"	全 市
9月5日(木)	"	"	
9月6日(金)	"	"	

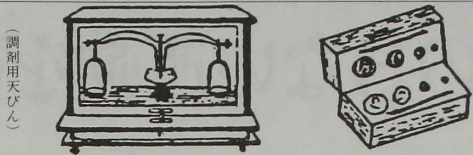
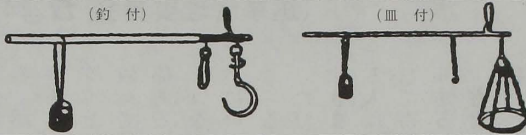
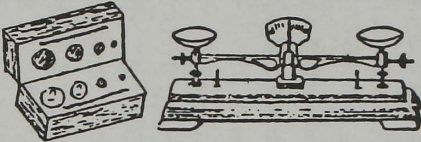
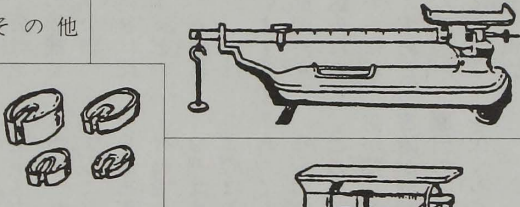
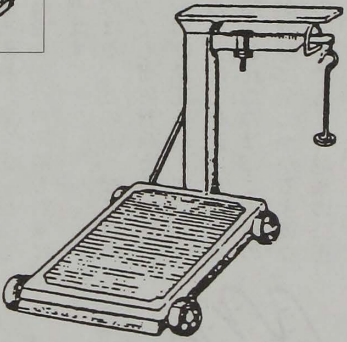
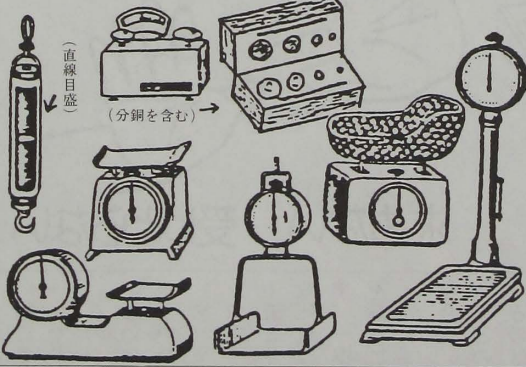
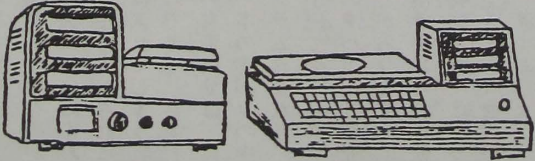
検査での注意事項

○検査には、五ページのとり手数料がかかります。
○分銅や増おもりは、計量器といっしょにお持ちください。
○計量器は、よく掃除をしてきてください。
○合格した計量器には、下のようない「合格ステッカー」がはられます。
この検査を受けない場合、計量法により罰せられることがあります。
お問い合わせ：商工課計量係 ☎ 224100 内線603、有線0745



60年合格ステッカー

定期検査を受ける計量器と検査手数料額

質 量 計	形 状 (主なもの)	能力(ひょう量)および手数料
手 動 天 び ん (分銅を含む)	 (調剤用天びん)	感量が $\frac{1}{10,000}$ をこえるもの250円 ひょう量の $\frac{1}{10,000}$ のもの350円
棒 は か り (おもりを含む)	 (釣 付) (皿 付)	ひょう量 $\begin{cases} 50\text{kg以下} \cdots \cdots 100\text{円} \\ 100\text{kg以下} \cdots \cdots 150\text{円} \\ 100\text{kgをこえるもの} \cdots \cdots 200\text{円} \end{cases}$
皿手動はかり (分銅および増おもりを含む)	等 比 	能力を問わず 1 台につき200円 分 銅100円
	そ の 他 	能力を問わず 1 台につき300円 増おもり 50円
台手動はかり (増おもりを含む)		ひょう量 $\begin{cases} 100\text{kg以下} \cdots \cdots 250\text{円} \\ 200\text{kg以下} \cdots \cdots 450\text{円} \\ 500\text{kg以下} \cdots \cdots 800\text{円} \\ 1 \text{ t 以下} \cdots \cdots 1,300\text{円} \\ 2 \text{ t 以下} \cdots \cdots 2,100\text{円} \end{cases}$ 増おもり 50円
指 示 は か り	 (直線目盛) (分銅を含む)	直線目盛のもの 1 台につき100円 その他のもの ひょう量 $\begin{cases} 100\text{kg以下} \cdots \cdots 250\text{円} \\ 200\text{kg以下} \cdots \cdots 450\text{円} \\ 500\text{kg以下} \cdots \cdots 800\text{円} \end{cases}$ 分 銅 50円
光電式はかり 電気抵抗線式はかり		光電式はかり 1 台につき800円 電気抵抗線式はかり 30kg 以下 1 台につき700円

第 940 号

実 施 日	
8 月 19 日 (月)	川
"	泉
8 月 20 日 (火)	鈴
"	西
8 月 21 日 (水)	塩
"	桂
8 月 22 日 (木)	新
8 月 23 日 (金)	南
8 月 26 日 (月)	中
8 月 27 日 (火)	上
8 月 28 日 (水)	川
"	西
8 月 29 日 (木)	上
8 月 30 日 (金)	
"	上
9 月 2 日 (月)	大
"	農
9 月 3 日 (火)	市
9 月 4 日 (水)	
9 月 5 日 (木)	
9 月 6 日 (金)	

贈らない・求めない・受けとらない

みんなで寄附の3ない運動を高めよう

(選挙管理委員会 ☎224100 内線571)

衆議院議員、参議院議員、県、市町村議会の議員および長の職にある人、またこれらの職の候補者となろうとする人（まだ意志表示はしていないが、本人の言動などから立候補の意志があると認められる人）を、公職選挙法は総称して「公職の候補者等」といいます。この「公職の候補者等」は、時期や選挙に係あるなしにかかわらず、どのような名目であっても、選挙区内にいる人に対し寄附をしてはならないことになっています。（ただし、親族など一部例外を除きます）また、選挙区内にいる人は、「公職の候補者等」に対して寄附を勧誘したり、求めたりすることができません。

寄附には、金銭ばかりでなく、物品、そのほかの財産上の利益も含まれ、世間一般の常識よりかなり範囲が広く、日常の社交的、儀礼的な金品の供与も含まれます。

禁止の一例

○お中元やお歳暮、花輪、供花、香典、病氣見舞い、出産見舞い、餞別、結婚祝い、入学祝いなど

○名入りで団扇、カレンダー、色紙、表彰状に記念品をつけ

て贈ること

○お祭りなどの寄附、町内会の催しに対し協賛金や賛助金を支出すること

○国会見学などの際に、みやげを配ること

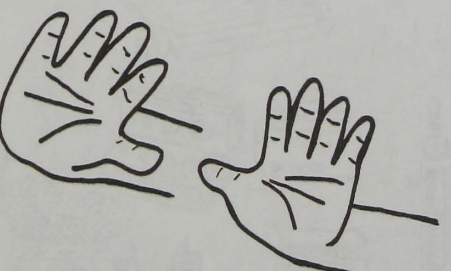
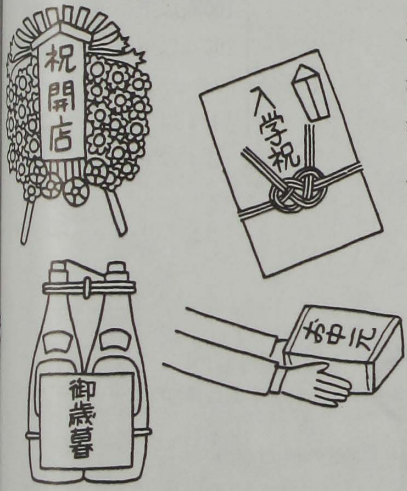
○選挙区内のほかの選挙の候補者に、政治献金や選挙献金をする

○当該市町村、県、国、社会福祉施設などへの寄附も対象になります。

○このほか、どのような名目であっても寄附行為とみなされるものは禁止されます。

このように広範囲にわたる寄附が禁止されたのは、この種の寄附が選挙に金のかかる主要な原因の一つであり、選挙の公正を欠くものにつながるからです。

贈らない



求めない 受けとらない

選挙の公正を確保し、金のかからないきれいな選挙を確保するため「贈らない、求めない、受けとらない」を寄附の3ない運動と呼んで、趣旨の徹底を図っています。

家庭にある中毒を
起こしやすい物質 ②

タバコ

家庭にある中毒を起こしやすい物質で断然トップなのが、タバコです。大人が口にくわえているのを見て、食べられる物だと思い口に入れてしまう乳幼児が多いからです。

タバコの有毒成分は、ニコチンです。一本のタバコの中に約十五ミリグラム含まれていて、致死量は小児で十ミリグラムです。一本のタバコが乳幼児の命を奪うことがあります。ニコチンが水に溶け出した物を飲んだ場合は、特に危険です。ジュースなどの空き缶を灰皿代わりにするのは、避けましょう。

もし、乳幼児が誤ってタバコを食べたり飲み込んでしまった場合、少量だったらずまず心配はいりません。大量の牛乳や卵白一個を飲ませ一時間ぐらい様子を見てください。量が多い場合は、吐かせたあと医師に御相談ください。

次回「防虫剤」です。
（資料提供 上田薬剤師会 ☎246655）

老 齡 基 礎 年 金

ときに支給されます。（現行の障害年金と障害福祉年金をあわせた形です）

人以上のときは一人増すことに六万円加算）

高齢化社会
に備えて

新しい年金制度

昭和61年4月1日スタート



○—昭和61年4月から、新しい形の年金制度が実施されます。こ

れは、高齢化が最も厳しくなる21世紀前半を乗り切るため、給付・負担水準の適正化を大きな目的としています。

○—この改革の大きな特徴は、将来公的年金を一本化しようという方針にそって、厚生年金と国民年金に共通する「基礎年金」を設けることです。厚生年金に入っているサラリーマンやその妻、自営業など、20～60歳の人はすべてこの基礎年金に加入することになります。

○—国民年金に加入していた人は、基礎年金に入ることになります。

障害基礎年金

1、被保険者が障害者になった

2、月額五万円（昭和五十九年度価格）が支給されます。保険料納付の不足期間がある場合には減額されます。
3、二十五年（最低）の資格期間が必要です。



65歳から
年額60万円
ただし20～60歳
まで40年間保険
料を納付した場
合

老齢基礎年金

1、六十歳未満（昭和六十一年四月一日現在における満年齢）の人に適用されます。（現行の老齢年金にあたるものです）

ときに支給されます。（現行の障害年金と障害福祉年金をあわせた形です）

1級 年額75万円
2級 年額60万円



2、初診日前に保険料納付済期間（保険料の免除期間も含みます）が、加入期間の三分の二以上なければ支給されません。

3、二十歳前に障害者となった人（既裁定の障害福祉年金受給者を含みます）も二十歳以後の障害認定日から支給されます。

4、受給資格を得たときに、その被保険者によって生計を維持していた十八歳未満の子または二十歳未満の障害者があるときは、その子が一人のとき十八万円加算されます。（三

遺族基礎年金

人以上のときは一人増すごとに六万円加算）

1、被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた子に支給されます。（現行の母子・遺児・母子福祉年金を統合した形です）

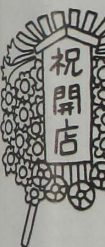
2、被保険者の死亡については、死亡した日の属する月前に、死亡した人の保険料納付済期間（保険料免除期間を含みます）が三分の二以上なければ支給されません。

年額60万円の（障害年金および基礎年金）
加算額と同額



みんな

いなど
色紙、表彰状に記念品をつけ
名入りで団扇、カレンダー、入学初



ください。
次回は「防虫剤」です。
（資料提供 上田薬剤師会 24
6655）

年金 Q & A 私の問題箱

Q サラリーマンやその妻は、これから基礎年金の保険料を納めることになるのでしょうか。

A サラリーマンやその妻であって二十歳以上六十歳未満の人は、新しい国民年金制度の下では、すべて強制加入することとなります。

これらの人のうち、厚生年金の被保険者により生計を維持されている者は、第三号被保険者とされ、その人についての負担は、厚生年金保険制度から国民年金制度にまとめて提出されるため、個々の人が保険料を納付する必要はなくなります。

一方、サラリーマンの妻でも自分自身がサラリーマンであれば、厚生年金保険の被保険者（国民年金の第二号被保険者）として厚生年金保険の保険料を納付することになり、また、自営業を営んでいて厚生年金保険の被扶養者とならない妻の場合には、第一号被保険者として今ま

でおり国民年金の保険料を納付する必要があります。

第三号被保険者に相当する人は、個別の保険料納付はいらなくなりませんが、なにもしなくて

国民年金法の改正

夫が厚生年金加入、
妻は家事に専念



(第3号被保険者)

夫の厚生年金と市町村の保険料を納め、妻は国民年金の保険料を納めなくてよい。

厚生年金加入と同時に国民年金加入

国民年金

(第1号被保険者)

(第2号被保険者)

厚生年金制度からまとめて提出、国民年金の保険料は納めなくてよい。



サラリーマンの妻で
サラリーウーマン

保険料を納める

サラリーマンの妻で
自営業を営む



もよいかというところではありませんが、将来、年金を正確に受けるためには、第一号被保険者の人として

同様に第三号被保険者となったとき、または第三号被保険者でなくなったときなど、その都度、正確な届け出を市役所にしていただく必要があります。

Q

サラリーマンの妻で、今まで国民年金に任意加入していた者が、この年金はどうなりますか。

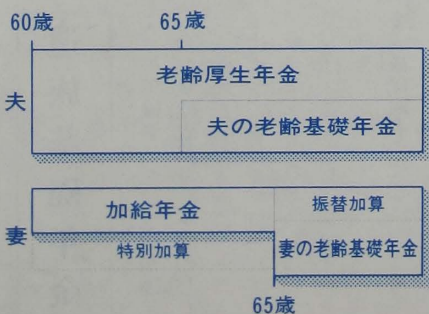
A

① サラリーマンの妻は、これまでは国民年金は適用除外とされており、希望する人のみ任意加入できる扱いでしたが、改正法により施行日以後は、二十歳以上六十歳未満である人は、強制加入することとなります。

②

老齢基礎年金の受給要件は、原則として保険料納付済期間などを合算して二十五年（昭和五年四月一日までに生まれた人については、生年月日に応じて資格期間が短縮されます）あることが必要とされています。

国民年金に任意加入しなかった人についても、その期間は、この資格期間をみる場合の対象となります。しかしながら、この期間については、



維持されている妻がいる場合には、配偶者加給が出ることに なっています。この加給部分は妻が六十五歳になった時点で打ち切られ、今度は妻自身の老齢基礎年金へ加算されるという仕組みです。

③ 今までに国民年金への任意加入期間がまったくない人は、低額の老齢基礎年金にしかなりませんが、経過的に加算する制度（振替加算）が設けられています。これは、夫である厚生年金の受給者に生計維持されている妻がいる場合には、配偶者加給が出ることに なっています。この加給部分は妻が六十五歳になった時点で打ち切られ、今度は妻自身の老齢基礎年金へ加算されるという仕組みです。

この振替加算と、施行日以後の加入期間にもとづく老齢

診 時 間
10:30~10:00
10:20~10:50
10:10~11:40
10:30~2:10
10:30~10:00
10:20~10:50
10:10~11:40
10:10~1:40
10:30~9:50
10:10~10:40
10:00~12:00
10:30~2:30
10:30~10:00
10:30~11:00
10:30~2:00
10:30~11:00
10:20~12:10
10:30~2:30
10:30~10:00
10:30~11:00
10:00~12:00
10:30~3:00
10:00~10:00
10:00~11:30
10:00~1:30
10:00~2:30
10:00~10:30
10:00~11:30
10:00~2:00
10:00~3:00
10:00~10:00
10:00~11:00
10:12:00
10:3:00
10:10:30
10:12:00
10:2:30
10:10:50
10:11:30
10:11:00
10:10:00
10:11:00
10:12:20
10:3:00

60年度 結核レントゲン検診日程表 (8月26日～10月22日)

※太字の会場では、一般健康診査も同時に行います。

月日	検 診 会 場	対 象 地 区	検 診 時 間	月日	検 診 会 場	対 象 地 区	検 診 時 間
8月26日(月)	下郷生活改善センター	下 郷	前9:30～10:00	9月2日(月)	入 組 事 務 所	入 組	前9:30～10:00
	旧 豊 殿 支 所	宮 之 上	10:30～11:00		室賀基幹集落センター	中 組	10:20～10:50
	豊殿地区転作促進研修センター	岩 清 水	11:30～12:00		原 組 事 務 所	原 組	11:10～11:40
	矢 沢 公 民 館	矢 沢	後1:30～2:00		岡 公 民 館	岡	後1:10～2:10
	赤 坂 公 民 館	赤 坂	2:30～3:00		和 合 消 防 庫 前	和 合	前9:30～10:00
	漆 戸 公 民 館	漆 戸	前9:30～10:00		ひばりが丘生活センター	ひばりが丘	10:20～10:50
	農協豊里事業所	小 井 田	10:30～11:00		旧 室 賀 支 所	本組・上手組	11:10～11:40
	森 公 民 館	森	11:30～12:00		下室賀生活改善センター	田中組・神宮寺組	後1:10～1:40
8月27日(火)	長 入 公 民 館	長 入	後1:30～2:00	9月3日(火)	藤 之 木 自 治 会 館	藤 之 木	前9:30～9:50
	大 日 木 公 民 館	大 日 木	2:30～3:00		越 戸 公 民 館	越 戸	10:10～10:40
	町 吉 田 公 民 館	町 吉 田	前9:30～10:00		浦 野 公 民 館	浦 野	11:00～12:00
	桜 台 学 童 会 館	桜 台	10:20～10:50		仁 古 田 公 民 館	仁 古 田	後1:30～2:30
	中 吉 田 公 民 館	中 吉 田	11:10～12:00		須 川 集 荷 所	須 川	前9:30～10:00
	林 之 郷 公 民 館	林 之 郷	後1:30～2:00		朝 日 ケ 丘 児 童 館	朝 日 ケ 丘	10:30～11:00
	上 青 木 公 民 館	上 青 木	前9:30～10:00		川 辺 町 会 館	川 辺 町	後12:30～2:00
	梅が丘自治会集会場	梅 が 丘	10:30～11:00	9月4日(水)	御 所 公 会 堂	御 所	前9:30～11:00
8月28日(水)	古里地区麦大豆等生産振興センター	笹 井 ・ 川 原	11:30～12:00		小 牧 公 民 館	小 牧	11:20～12:10
	下 吉 田 公 民 館	下 吉 田	後1:30～2:00		諏 訪 形 公 会 堂	諏 訪 形	後1:30～2:30
	下 青 木 公 民 館	下 青 木	前9:30～10:00		半 過 区 民 会 館	上 半 過	前9:30～10:00
	みすず台北第1集会場	みすず台北・南	10:20～11:10		下 半 過 集 会 場	下 半 過	10:30～11:00
	久 保 林 公 民 館	久 保 林	11:30～12:10		泉 田 山 口 集 会 場	泉 田 山 口	11:00～12:00
	大 屋 公 会 堂	大 屋	後1:30～3:00		中 之 条 公 会 堂	中 之 条	後1:30～3:00
	上 堀 公 民 館	上 堀	前9:30～9:50	9月5日(木)	横 山 作 業 所	横 山	前9:30～10:00
	下 堀 火 の 見 下	下 堀	10:10～11:10		小 泉 区 民 会 館	小 泉	10:30～11:30
8月29日(木)	上 沢 公 民 館	上 沢	11:30～12:00		東 築 地 公 会 堂	東 築 地	後1:00～1:30
	国 分 公 民 館	国 分	後1:30～2:30		築 地 火 の 見 下	築 地	2:00～2:30
	染 屋 公 会 堂	染 屋	前9:30～10:20		下 之 条 集 荷 所	下 之 条	前9:30～10:30
	岩 門 公 民 館	岩 門	10:40～11:20		泉 田 公 民 館	福 田 ・ 吉 田	11:00～11:30
	黒 坪 公 民 館	黒 坪	11:50～12:10		吉 田 公 民 館	吉 田	後1:00～2:00
	岩 下 公 民 館	岩 下	後1:40～2:30		日 向 区 民 会 館	日 向	2:30～3:00
	畑山生産合理化施設	畑 山	前9:30～10:00	9月6日(金)	上 田 原 自 治 会 館	上 田 原	前9:30～10:00
	伊勢山火の見下	伊 勢 山	10:30～11:00		泉田南部麦大豆等生産振興センター	福 田	10:30～11:00
8月30日(金)	吉池プラスチック工業	伊 勢 山	11:30～12:00		上 小 島 公 民 館	上 小 島	11:30～12:00
	上野が丘公民館	神 科 地 区	1:30～2:30		五 加 公 民 館	五 加	後1:30～3:00
	野 竹 公 民 館	野 竹	前9:30～10:00		千 曲 町 学 童 会 館	千 曲 町	前9:30～10:30
	神科新屋作業所	神 科 新 屋	10:30～11:00		春 原 外 科 医 院 前	川 辺 町	11:00～12:00
	富士見台自治会館	富 士 見 台	11:30～12:00		中 村 自 治 会 館	中 村	後1:30～2:30
	西 野 竹 公 民 館	西 野 竹	後1:30～2:00	9月7日(土)	相 染 閣 別 所 地 区	前9:30～10:50	
	大 久 保 公 民 館	大 久 保	前9:30～10:10		日 影 公 民 館	上 手	11:10～11:30
	金 剛 寺 公 民 館	金 剛 寺	10:30～11:00		西 塩 田 会 館	塩 田 新 町	前9:30～11:00
8/31(土)	長 島 自 治 会 館	長 島	11:20～12:20		下 本 郷 公 民 館	下 本 郷	前9:30～10:00
	金 井 公 民 館	金 井	後1:50～2:30		東 五 加 公 民 館	東 五 加	10:30～11:00
8/31(土)	神科北部転作促進研修センター	山 口	前9:30～11:00	9月9日(月)	中 野 公 民 館	中 野	11:30～12:20
	三 好 町 会 館	三 好 町	前9:30～11:00		保 野 公 民 館	保 野	後1:40～3:00

受診票といっしょに保管しておきましょう

第 9
扶養者となりえない妻の場合に
は、第一号被保険者として今ま



夫が専業

厚同加

(第2号

厚か拠金納い

は、この資格期間をみる場合
の対象となります。しかしな
がら、この期間については、

この振替加算と、施行日以
後の加入期間にもとづく老齢

月日	検 診 会 場	対 象 地 区	検 診 時 間	月日	検 診 会 場	対 象 地 区	検 診 時 間
9月9日(月)	長 池 食 堂 横 倉 升 神 畑 遊 園 地 神 畑 舞 田 公 民 館 舞 田 八 木 沢 公 民 館 八 木 沢		前9:30~10:30 11:00~12:00 後1:30~2:20 2:50~3:40	9月18日(木)	新 町 公 会 堂 新 町 泉 平 会 館 泉 平 北 小 学 校 横 遊 園 地 新 田 下 房 山 公 会 堂 下 房 山・馬場町 稲 荷 神 社 北 大 手 上 田 西 武 駐 車 場 北 天 神 町		後1:00~1:30 2:00~2:30 前9:20~10:40 11:00~12:00 後1:30~2:00 2:30~3:30
9月10日(火)	鈴 子 公 民 館 鈴 子 平 井 寺 公 民 館 平 井 寺 奈 良 尾 公 民 館 奈 良 尾 中 組 公 民 館 中 組 下 小 島 第 五 班 作 業 所 下 小 島 学 海 北 自 治 会 館 学 海 北・南 下 之 郷 公 民 館 下 之 郷		前9:30~10:10 10:30~11:00 11:30~12:10 後1:30~2:00 前9:30~10:00 10:30~11:20 後1:00~2:00	9月19日(木)	上 田 明 照 会 館 上 鍛 冶 町・田町・上房山 鍛 冶 町 会 館 鍛 冶 町 上 田 市 文 化 セ ン タ ー 材 木 町 宮 島 ガ ラ ス 店 前 下 川 原 柳 町 北 常 田 公 会 堂 北 常 田・横町 上 常 田 公 会 堂 上 常 田		前9:20~10:30 11:00~12:00 後1:30~3:00 前9:30~10:00 10:30~12:00 後1:30~2:30
9月11日(水)	東 塩 田 老 人 集 会 場 石 神 柳 沢 公 民 館 柳 沢 前 山 会 館 東 前 山 西 前 山 公 民 館 西 前 山 上 本 郷 公 民 館 上 本 郷 下 之 郷 分 館 桜・下之郷新田 社会福祉センター中塩田事業所 五 加 下 組 公 民 館 下 組		前9:30~10:30 11:00~11:30 後1:00~1:30 1:50~2:30 3:00~3:30 前9:30~10:00 10:30~11:30 後1:00~2:00	9月20日(金)	鷹 匠 町 公 会 堂 鷹 匠 町 内 山 整 骨 院 駐 車 場 常 入 市 役 所 保 健 セ ン タ ー 松尾町・末広町・大手町 浮 世 の 湯 駐 車 場 鎌 原・西脇 東 部 地 区 防 災 セ ン タ ー 中 常 田・下 常 田 多 田 仁 太 郎 さ ん 宅 駐 車 場 愛 宕 町		前9:20~10:20 10:50~11:40 後1:30~3:00 前9:20~10:20 10:50~11:45 後1:30~2:30
				都合で受診できない人は、 下記会場で受けてください。			
9月12日(木)	十 人 公 民 館 十 人 社会福祉センター西塩田事業所 手 塚 手 塚 公 民 館 手 塚 野 倉 公 民 館 野 倉 山 田 停 留 所 山 田 緑 が 丘 西 区 会 館 緑 が 丘 西 城 北 自 治 会 館 城 北 常 磐 町 自 治 会 館 常 磐 町		前9:30~10:00 10:20~10:50 11:10~12:00 後1:30~2:00 2:40~3:00 前9:20~10:20 10:40~11:40 後1:10~2:30	10月14日(月)	旧 豊 殿 支 所 豊 殿 地 区 町 吉 田 公 民 館 // 大 屋 公 会 堂 神 川 地 区 黒 坪 公 民 館 //		前10:00~10:30 11:00~11:30 後1:00~1:30 2:00~2:30
9月13日(金)	諏 訪 部 公 民 館 諏 訪 部 生 塚 自 治 会 館 生 塚 下 塩 尻 公 民 館 下 塩 尻 塩 尻 地 区 公 民 館 上 塩 尻 信 金 裏 駐 車 場 原 町 緑 が 丘 会 館 緑 が 丘 新 屋 会 館 新 屋 下 紺 屋 町 公 会 堂 下 紺 屋 町		前9:20~9:50 10:10~10:40 11:10~12:00 後1:30~3:00 前9:15~10:00 10:30~11:30 後1:00~2:30 2:50~3:30	10月15日(火)	塩 田 母 子 健 康 セ ン タ ー 塩 田 地 区 相 染 閣 // 西 塩 田 会 館 // 東 塩 田 老 人 集 会 場 //		前10:00~10:30 11:00~11:30 後1:00~1:30 2:00~2:30
9月14日(土)	岡 崎 ガ レ ー ジ 丸 堀 町 小 林 ぬ し 店 横 木 町 水 野 旅 館 駐 車 場 上 紺 屋 町 農 協 秋 和 出 張 所 秋 和		前9:20~10:10 10:30~11:30 前9:15~9:45 10:10~11:30	10月16日(水)	市 川 西 支 所 川 西 地 区 川 西 社 会 福 祉 セ ン タ ー // 泉 田 公 民 館 泉 田 地 区 川 辺 町 会 館 川 辺 地 区		前9:30~10:00 10:30~11:00 11:30~12:00 後1:30~2:00
9月17日(火)	泉 町 会 館 泉 町 踏 入 公 会 堂 踏 入 南 天 神 町 公 会 堂 南 天 神 町 海 野 町 会 館 海 野 町・袋町 緑 が 丘 北 区 会 館 緑 が 丘 北 新 田 区 民 会 館 新 田・柳町		前9:30~10:00 10:20~11:30 後1:00~2:00 前9:15~10:00 10:30~11:30 後1:30~3:00	10月17日(木)	中 之 条 公 会 堂 城 下 地 区 三 好 町 会 館 // 踏 入 公 会 堂 旧 市 内 東 部 地 区 防 災 セ ン タ ー //		前10:00~10:30 11:00~11:30 後1:00~1:30 2:00~2:30
9月18日(水)	蛇 沢 生 活 改 善 セ ン タ ー 蛇 沢 上 川 原 柳 町 公 会 堂 上 川 原 柳 町		前9:20~10:00 10:20~11:30	10月18日(金)	上 田 市 文 化 セ ン タ ー 旧 市 内 鍛 冶 町 会 館 // 上 野 が 丘 公 民 館 神 科 地 区		前10:00~10:30 11:00~11:30 後1:00~2:00
9月19日(土)	市 役 所 保 健 セ ン タ ー 全 市		前10:00~11:30	10月21日(月)	農 協 秋 和 出 張 所 塩 尻 地 区 塩 尻 地 区 公 民 館 // 常 磐 町 自 治 会 館 旧 市 内 新 屋 会 館 //		前10:00~10:30 11:00~11:30 後1:00~1:30 2:00~2:30
9月22日(火)	金 井 公 民 館 神 科 地 区 上 川 原 柳 町 公 会 堂 旧 市 内 新 田 区 民 会 館 //		前10:00~10:30 11:00~11:30 後1:00~1:30	10月22日(火)			

受診票といっしょに保管しておきましょう

基礎年金を合わせたものが妻自身の老齢基礎年金として支給されます。

(注) 施行日に二十歳未満の妻の場合は、振替加算はありません。

④ なお、夫・妻ともが六十五歳となり、老齢基礎年金を受給するまでの間の年金額については、昭和七十四年度から特別加算が行われます。

サラリーマンの妻で改正前に任意加入したとき



今まで任意加入している人の保険料納付済期間や保険料免除期間は、改正後の国民年金に引き継がれ給付の算定に算入されることになっています。

これにより、改正前にすでに任意加入した期間は、その実績が給付に反映されますので任意

加入の期間がまったくなく、改正後に初めて任意加入被保険者となった場合よりもそれだけ老齢基礎年金の額が高くなります。

基礎年金はいつから支給されるようになるのですか。

老齢基礎年金は昭和六十一年四月一日において

六十歳未満の人を対象にしています。今までの国民年金の老齢年金同様、六十五歳から支給されることになっていますので、繰り上げ支給の場合を除けば昭和六十六年から支給が開始されることとなります。

なお、次のような人は、老齢基礎年金が適用されないで、基本的には、改正前の国民年金の老齢年金または通算老齢年金の支給要件が適用されます。

① 生年月日が大正十五年四月一日以前の人

② 生年月日が大正十五年四月二日以後の人でも、施行日の前日に厚生年金保険または船員保険の老齢年金の受給権を取得している人

(注) 支給開始年齢は六十五歳ですが、改正前の老齢年金と

改正法の施行前から受けている母子・準母子・遺児年金はどうなるのですか???

また母子福祉年金はどうなるのですか???

① 施行日の前日までに受給権が発生している母子・準母子・遺児の各年金は、引き続き、それぞれの年金が支給されます。

なお、年金額は、遺族基礎年金と同額に改定されます。また、物価スライドは4月から実施されることになります。

② 施行日の前日までに受給権が発生している母子福祉年金は、施行日に遺族基礎年金に切り替えられます。

なお、本人所得制限および公的年金受給制限はありますが、扶養義務者所得制限はありません。



改正前の規定により支給

国民年金の保険料はいくらになりますか。これから毎年上がるのでしょうか。

① 国民年金の保険料の額は、昭和61年4月分から月額6,800円になります。

この額は、昭和58年度に対する昭和60年の全国平均の消費者物価の上昇率に応じて改定されます。

② 国民年金の保険料の額は、将来にわたって財政の均衡を保つことができるものでなければならないため、昭和62年4月分以降も毎年300円ずつ段階的に引き上げられることになっています。

なお、この保険料額については、前年に基礎年金の物価スライドが実施された場合は、その率に応じて改定されます。

(注) 昭和66年4月分以降については、別に法律で定めるところにより引き上げられる予定です。

61年4月～62年3月
6,800円

62年4月～63年3月
7,100円

63年4月～64年3月
7,400円

64年4月～65年3月
7,700円

65年4月～66年3月
8,000円
(59年度価格)

国民年金の 独自給付

付加年金

付加保険料（月額四百円）を納めた人は、将来、付加年金を受けることはできますが、この制度は、改正後は自営業などの加入者に限ります。

寡婦年金

改正後は国民年金加入者に限られ、年金額は、夫の受けられる年金額の二分の一から四分の三に引き上げられます。

死亡一時金

保険料を三年以上納入して老

保険料納付済期間	現 行	改 正 後
3 年以上20 年未満	23,000 円	100,000 円
20 年以上25 年未満	28,000 円	
25 年以上30 年未満	36,000 円	126,500 円
30 年以上35 年未満	44,000 円	160,000 円
35 年以上40 年未満	52,000 円	200,000 円

年金よもやま話

年金制度はつぶれるか

「年金制度は、どうせつぶれてしまふんじゃないの？」どうもこういううわさが流れているようです。日本の人口はどんどん年寄りが多くなつていくんだから、戦後のベビーブーム世代が老後を迎えるころには、年金制度はなくなつてるんじゃないか。それなら、あてにしてもだめだ、なんていう悲観論という年金不信ですね。

確かに、現在六人で一人の老年寄りを支えているのが、二十一世紀のはじめのピーク時には三人に一人ということになります。年金制度が一番のがんばり時になるのがそのころです。そのころの一番きつところを乗り切つていくのに、今の年金制度の足腰が十分強くなっているか眺めてみると、ちよつと弱い。そこで制度全体の見直し、つまり年金改正が必要になつてきたのです。

この年金改正が実施されれば、将来の制度の不安は解消されま

齢化の山を越えるのは確かにきつい、病気で倒れてしまふかもしれない。昭和六十一年四月から施行されることとなつた今回の年金改正は、いわば、これに対する処方箋です。病気を防ぐための準備は、今からしておかなければなりません。

その処方箋には苦い薬も含まれていますが、決して無理を強いるものではありません。基本は、公平な制度を作っていくことで、世代と世代の思いやりが大事だということです。

二十一世紀の本格的な高齢化社会を前にして、年金制度の総点検をしてみても、具合の悪いところは今のうちに直しておくということなのです。それをやっておけば年金制度がつぶれてしまふことなど、絶対にありえないということができます。



年金額の引き上げ

昭和60年度における年金額が次のように特例的に改定となりました。

年金額の改定率は3.4%

- | | | |
|----------------|----------------|-------------------|
| 1. 国民年金（拠出制） | 実施時期 | 60年 5 月 |
| ●老齢年金 | （現行最長期間加入者→単身） | 月額40,975円→42,375円 |
| 19 年加入 | | 月額30,375円→31,408円 |
| 10 年年金 | | 月額25,858円→26,733円 |
| 5 年年金 | | |
| ●障害年金 | | |
| 1 級 | | 月額59,775円→61,816円 |
| 2 級 | | 月額47,816円→49,450円 |
| ●母子年金（母子加算を含む） | | 月額62,816円→64,450円 |
| 子 1 人の場合 | | 月額47,816円→49,450円 |
| ●遺族年金 | | |
| 2. 福祉年金 | 実施時期 | 60年 6 月 |
| ●老齢福祉年金 | | 月額25,600円→26,500円 |
| ●障害福祉年金 | | |
| 1 級 | | 月額38,400円→39,800円 |
| 2 級 | | 月額25,600円→26,500円 |
| ●母子福祉年金 | | |
| 子 1 人の場合 | | 月額47,816円→49,450円 |

御注意ください 保険料の納め忘れ

保険料の納め忘れはありませんか——？
将来、確実に年金を受けるためには、月々の保険料をきちんと納めていることが必要です。この際に、もう一度お確かめください。

口座振替の御利用を

金融機関・農協の口座から自動的に支払われ納め忘れもなく安心です。手続きは、口座をお持ちの金融機関・農協にお申し込みください。

新年度にむけて 毎月納付を検討中

年々の保険料の増額で負担感が強まる中で、加入者が保険料を納めやすくするため、今までの二か月納付が、六十一年度から毎月納付に切り替えられます。

お問い合わせは：

国保年金課国民年金係
☎224100
内線284・285
有線20711

御寄付お礼

万四千四百七十八円 社会福祉
基金の積立金として
▽太郎観光株式会社様 アーチ
エリートの弓十三本まか用具一式



▲ 祇園だワッショイ

恒例の「祇園祭り」が、7月13日と14日に目抜き通りで行われました。今年は、大人みこし、子供みこし合わせて過去最高の93基が参加。海野町交差点は、四方から集まってくるみこしで、たいへんな熱気となりました。

▶ 市長が一日お父さん

7月21日、市民の森で、母子家庭などの子供さんを対象に、市長が一日お父さんになっていっしょに楽しく遊ぼう、という集いがありました。みんなは、永野市長や長野大学のお兄さん、お姉さんたちとゲームやハイキングをして楽しい一日を過ごしました。



御寄付お礼

次の方々から温かい御寄付をいただきました。厚くお礼申し上げます。

- ▽上田測量設計株式会社様、有限会社東信測量社様、みすず測量設計株式会社様 カセットデッキ・スピーカー・マイクロホン一式 公園内広場利用者に
- ▽東信福祉事業協同組合様 乗用車一台 消防司令車として
- ▽山崎もと様(倉升) 四十一万六千三百九十八円 報恩寮施設整備費として
- ▽矢島謹一様(大屋) 五十万円 社会福祉基金の積立金として、山本鼎作油彩一点 山本鼎記念館へ
- ▽上小土建産業労働組合様 二万四千四百七十八円 社会福祉基金の積立金として
- ▽太郎観光株式会社様 アーチエリーの弓十三本ほか用具一式 アーチエリー振興のために
- ▽倉島国雄様(常田一・中常田) 小型吸引器一台 在宅寝たきり病人の介護用に
- ▽新制作座文化センター様 演劇の観劇券五十三枚 社会福祉施設へ
- ▽清水国太郎様(桜台) 二万円 社会福祉基金の積立金として
- ▽丸山富治夫様(中央四・上紺屋町) 車いす一台 貸し出し用として
- ▽株式会社社足立商會様 いちい百七十本 絵本の森(市立図書館東側)植栽用として
- ▽匿名 一万円 社会福祉基金の積立金として

今年の梅雨は

平年の倍の雨

上田気象連絡所の調べでは、今年の梅雨(六月八日から七月十五日)の総降水量は、四百三十二ミリメートルと、同所が昭和三十二年に開設して以来、最

多の降水量を記録しました。平年が百九十八・六ミリメートルですので、実に二・一八倍も降ったことになりました。また、上田市の年間総降水量は、千ミリメートル前後です。で、一年間の半分弱がこの時期に降ってしまったことになりました。

一生計の人生に支給されます。

保険料納
3年以上
20年以上
25年以上
30年以上
35年以上

この年金改正が実施されれば、将来の制度の不安は解消されます。今のままの制度で、人口高



御注 保

保険料の納付、将来、確実に保険料をきくの際に、も

有線 20711
内線 284・285
224100

結核レントゲン検診

撮影結果：異常が認められた人

その結果、二百四十万六千九百

にはおえないが他人には知られ

そ いてる人 重も取り扱 とある方 さい。

保健予防課保健係
☎224100 内線 289
有線 20721

三種混合（百日ぜき、ジフテリア、破傷風）予防接種を実施しますので、該当者は最寄りの会場でお受けください。

対象者

一期：①五十八年一月一日から同年六月三十日までで生まれた子供さん

二期：②五十七年十二月三十一日以前に生まれた子供さんで未接種の人（ただし四歳未満）

三期：③五十六年七月一日から同年十二月三十一日までで生まれた子供さんで、一

三種混合予防接種

60年度（前期）三種混合予防接種日程表

会 場 名	実 施 日			対 象 地 区
	1 回め	2 回め	3 回め	
上田市保健センター （市役所南庁舎 2 階）	8 月 27 日（火）	9 月 24 日（火）	10 月 22 日（火）	中央地区（横町・海野町・原町・袋町・馬場町・田町・丸堀町・木町・北大手） 北部地区（上川原柳町・下川原柳町・愛宕町・上鍛冶町・鍛冶町・上房山・下房山・横町・新田・上紺屋町）
上野が丘公民館				神科地区・豊殿地区
川 辺 町 会 館	8 月 28 日（水）	9 月 25 日（水）	10 月 23 日（水）	川辺地区（上田原・川辺町・倉升・神畑・下之条・築地・東築地） 泉田地区の福田・吉田
三 好 町 会 館				城下地区（小牧・諏訪形・須川・中村・朝日ヶ丘・三好町・御所・中之条・千曲町） 泉田地区の半過
川西社会福祉センター				川西地区
上田市保健センター （市役所南庁舎 2 階）	8 月 29 日（木）	9 月 26 日（木）	10 月 24 日（木）	西部地区（下紺屋町・鎌原・西脇・新町・諏訪部・生塚・常磐町・緑が丘・新屋・緑が丘北・緑が丘西・城北） 南部地区（南天神町・泉平・北天神町・松尾町・鷹匠町・本町・末広町・大手町）
神川地区公民館				神川地区
上田市保健センター （市役所南庁舎 2 階）	8 月 30 日（金）	9 月 27 日（金）	10 月 25 日（金）	東部地区（踏入・泉町・上常田・中常田・下常田・北常田・材木町・常入） 塩尻地区（秋和・上塩尻・下塩尻） 塩田地区
塩田母子健康センター				

※時間は、各会場とも午後 1 時 30 分から 2 時 30 までです。
※駐車場が狭いので、車での来庁はなるべく御遠慮ください。

10月1日(火)は、
国勢調査の日です。



国勢調査

⑤ 医師が、予防接種を受けることが不適当と認めた人

④ 接種前一年以内に、けいれんの症状があった人

③ 接種しようとする接種液の成分により、アレルギーを起こすことが明らかでない人、または異常な副反応を起こすことが明らかでない人

② 心臓血管系、腎臓または肝臓疾患が、急性期もしくは増悪期または活動期にある人

① 発熱している人、または著しい栄養障害がある人

期が済んでいる人

れません

▽十一月十四日(木)川辺、泉田、塩田、川西地区

お知らせ



梅雨が明けて、夏の風物詩「アユ釣り」がやつと本番を迎えました。今年は長雨にたたられ、連日のように「出漁禁止」となり、釣りファンをやきもきさせていました。（7月24日上田橋下流で）

接種内容

②五十六年六月三十日以前に生まれた子供さんで二期が済んでいない人（ただし五歳六か月未満）

一期：三週間から八週間の間隔で三回接種

二期：一期終了後、十二か月から十八か月以内に一回接種（ただし、一期を二回以上接種済みでない二期は受けられません）

持ち物：母子健康手帳、問診票（赤ちゃん手帳に綴り込んであります。赤ちゃん手帳がない場合は、会場に用意してありますので御使用ください）、印鑑

▽十一月十五日(金)東部、南部、中央、北部、西部、塩尻、神科、神川、豊殿地区

受けられない子供さん

① 発熱している人、または著しい栄養障害がある人

② 心臓血管系、腎臓または肝臓疾患が、急性期もしくは増悪期または活動期にある人

③ 接種しようとする接種液の成分により、アレルギーを起こすことが明らかでない人、または異常な副反応を起こすことが明らかでない人

結核レントゲン検診

を実施します

保健予防課保健係

☎2241000 内線289
有線20721

結核予防法に基づいて、市民の皆さんの結核レントゲン撮影を実施します。検診料は無料です。事前に配布された受診票に必要事項を御記入のうえ、会場へお持ちになり必ず受診してください。

該当者：十九歳以上の皆さんと今年度十六歳になる皆さん。ただし、次に該当する人は除きます。

- ①会社、事業所、官庁、商店などの勤務先で検診がある人
 - ②高校、大学、専門学校などの生徒、学生
 - ③結核で治療中の人
 - ④病院、診療所などで検診することが確実な人
 - ⑤妊娠している人（医師の指示で検診を必要とする人は受診してください）
- 持ち物：世帯ごとにお配りした

受診票に御記入のうえ、各自切り離してお持ちください。
撮影結果：異常が認められた人にのみ通知をします。

撮影日程：七、八ページを御覧ください。

へ一般健康診査も同時に実施
結核レントゲン検診の際に、日程表太字の会場で、御希望の皆さんに一般健康診査を実施します。

一般健康診査：四十歳以上の皆さんが対象で、料金は無料です。血圧測定、検尿、身体計測、内科診察を行います。病院などで受診済みの人、胃検診などで受診済みの人および循環器系を治療中の人は御遠慮ください。

御協力ありがとうございます

ございました

緑の羽根募金に

二百四十万円集まる

農林課林務係
☎2241000 内線324

四月一日から五月三十一日ま

で行れた長野県緑の基金（緑の羽根募金）に、皆さんの温かい御協力をありがとうございました。その結果、二百四十万六千九百三十七円の募金が集まりました。内訳は、家庭募金二百二十九万六千九百九十三円、職場募金六万四千二百八十八円、学校募金四万五千六百五十六円となっています。

この募金は、長野県緑の基金の資金として、①皆さんに参加していただく森林浴シンポジウムの開催、②みんなの手で山に木を植える催し、③カモシカや松くい虫などから森林を守る、④緑あふれる街づくりを進めるなどの事業に活用させていただきます。

各種相談を

御利用ください

生活環境課市民相談室・生活係
☎2241000
内線303・301
有線20671

社会経済情勢の激しい移り変わりにつれて、私たち市民生活の多くの面で、さまざまな問題

市の各種相談一覧表

名称	相談日	相談時間	担当
法律相談（一般）	第2・4金曜日	午後1:30～3:30	弁護士（予約制）
法律相談（登記関係）	第2木曜日	午後1:00～4:00	司法書士 土地家屋調査士
人権相談	第1木曜日	午後1:00～4:00	人権擁護委員（法務局職員）
市民相談	毎日（日・祝日除く）	（平日）午前9:00～午後5:00 （土曜）午前9:00～正午	市民相談室
交通事故相談	毎日（土・日・祝日除く）	午前9:00～午後4:00	交通事故相談員
高齢者職業相談	毎日（日・祝日除く）	（平日）午前9:00～午後4:00 （土曜）午前9:00～正午	職業安定所相談員

◎ 法律相談の『予約』は、電話でも受け付けます。生活環境課にお申し込みください。予約なしで急に申し込まれても、相談することはできません。

が出てきています。自分一人で処理できることがありませんが、内容によっては、自分の手にはおえないが他人には知られたくないことがらや、早急に手を打たなければならぬ、といった心配ごとも多くなっています。

市では、このような市民生活の中で起きている悩みごとや相談ごとの解決の一助として、左表のように各種相談を開設しています。遠慮なく御相談にお出かけください。

いじめの相談もどうぞ

毎月の第1木曜日に、市役所で開いている人権相談では、子供の『いじめ』の問題も取り扱っています。いじめの問題で悩みごとのある方は、遠慮なく御相談にお出かけください。

生活環境課市民相談室

☎224100 内線303・301

二期：①五十六年七月一日から同年十二月三十一日まで
に生まれた子供さんで、一

会場

上田市保健センター（市役所南庁舎）

上野が丘公園

川辺町

三好町

川西社会福祉センター

上田市保健センター（市役所南庁舎）

神川地区公民館

上田市保健センター（市役所南庁舎）

塩田母子健康センター

※時間は、
※駐車場は、

10月
国勢



「心を病む人の家族」

の電話相談御利用を

精神障害者家族会

☎249056

精神障害者家族会では、心を病む人の家族を対象に電話相談をしています。病める人といっしょに生活している中で出てきた問題や困っていることなど、御相談ください。相談日は、毎週月曜日（祝祭日を除く）の午前九時から正午までです。

県勤労者美術展の

作品を募集

東信労政事務所
☎231260

第三十二回長野県勤労者美術展へ出品する作品を、次のとおり募集します。

出品者の資格：県内事業所に勤務する勤労者
出品種目・規格：下表のとおり
出品の制限：作品は未発表（勤務する職場で発表したもの）は

出品種目・規格

種目	規 格	備 考
日本画	額装30号以内 (額縁とも100cm×82cm以内) 軸装200cm×70cm(軸長)以内	1 軸装は、本表装とすること。 2 軸装以外のものは額装とすること。 3 特に裏張りを完全にし、合板を使用すること。
洋画	30号以内 (額縁とも100cm×82cm以内)	1 水彩、パステル、版画を含む。 2 すべて額装とすること。
工芸	100cm×80cm、重量30kg以内 ただし、 染色120cm×100cm以内 陶器40cm×40cm×40cm以内	1 石膏、手芸は除く。 2 陶器のうち破損しやすいものは除く。 3 陶器は必ず木箱に入れること。
書道	仕上り寸法 額装176cm×61cm以内 軸長200cm×70cm以内	1 色紙、短冊、屏風および刻字に類するものを除く。 2 額装または本表装とすること。 3 金属額縁は使用しないこと。 4 裏面にカギのあるものは受け付けない。
写真	カラープリント四ツ切 (ワイド判も可) モノクローム四ツ切以上 全紙大まで	1 四ツ切についてはパネル、額縁などは使用しないこと。 2 モノクロームの四ツ切を超えるものはパネル貼りとすること。

(注) ①額縁を使用する場合は、破損のおそれのない強固なものとし、ガラスを使用しないこと。
②額縁、パネルには吊具を必ず取り付けのこと。(出品申込書参照)

さしつかえない)のもので、一人一種目とし点数は一点とします。

出品の手続き・搬入：出品希望者は、所定の申込用紙を用い、

八月十八日(日)から同二十日(火)

の午前九時から午後四時までに、東信労政事務所（上田合同庁舎内）に申し込むと同時に搬入してください。作品の裏面には、氏名、住所、所属事業所名および題名を明記し

た所定の用紙を貼付してください。

出品料：出品申込時に、東信労政事務所へ千円を納入してください。

展示会場・会期

▽上田会場：市総合展示館、九月十九日(木)から同二十三日(月)までの午前十時から午後五時（入場無料）

電波障害防止の

図案作品を募集

電波障害防止協議会

☎026233201
内線268

電波障害防止協議会では、電波障害を防止するため、今年も中学生の皆さんを対象に、テレビ放送用として電波障害の防止に関する図案を次のとおり募集します。奮って御応募ください。

応募作品：ビルや高速道路などの高層建築物によって起こるテレビの電波障害、あるいは免許を受けていない無線機の使用とか、家庭用電気器具などによって起こるテレビやラジオの電波障害を防止するこ

とをねらいとした、テレビ放送用カラー図案（未発表のものに限りです）。作品の大きさなどは次のとおりです。

①用紙は厚めの画用紙で、縦二十七cm、横三十八cm（日本工業規格B列四判）とし、図案は用紙全面にお書きください。

②文章は簡潔な言葉で、文字は一字一平方cm以上の大きさでお書きください。

応募方法：作品ごとにその裏面に県名、学校名、学年、男女別、氏名（ふりがな）を明記し、学校ごとにまとめてお送りください。

締切日：九月七日(日)
送り先（次のうち、どこでもけっこうです）

- ▽T380 長野市城山 NH
- K 長野放送局内 長野県電波障害防止協議会事務局
- ▽T380 長野市吉田 SB
- C 信越放送 テレビ図案コンクール係
- ▽T380 長野市岡田町 N
- BS 長野放送 テレビ図案コンクール係
- ▽T380 長野市中御所 T
- SB テレビ信州 テレビ図案コンクール係

スクールメイツの歌と踊り・魔法の電気教室

定員：保護者同伴を原則とし、

もう一度お確かめを

眠不足になりがちです。睡眠不足が続くと、体力がなくなり疲

夏の健康な

健康づくり

夏の健康な 過ごし方

高温多湿の本格的な夏を迎えました。夏は夏ばて、夏やせという言葉があるように、とかく体調をくずしやすいものです。子供たちも夏休みに入り、家での健康管理が大事になってきます。そこで今回は、夏の健康な過ごし方についてお話ししましょう。

夏に負けない

十分な栄養を

体がだるくなる、疲れやすくなる、顔色がすぐれず食欲がなくなったりする。これらが、夏ばての主な症状です。

暑い夏に負けない体をつくるためには、栄養を十分に取ることです。「土用の丑の日」には、うなぎを食べる習慣があります。これは、栄養豊かなうなぎを食べ、暑い夏を乗り切ろうという、昔ながらの生活習慣の一

つです。

食欲がないときは、さっぱりしたものが食べたくなります。こんなときは、ナス、トマト、カボチャなど夏野菜をたくさん食べましょう。野菜には、疲れ目を防止したり、体力を取り戻す効果があります。野菜と同様に、海藻などにもビタミンがたくさん含まれていますので、酢のものにして食べるのもよいでしょう。

また、どうしても冷たいものが欲しくなりますが、食前にアイスクリームやジュースを食べたり飲んだりしてしまうと、お腹がいっぱいになり本物の食事が取れなくなってしまうので、注意になります。

睡眠不足に

ならない工夫を

夏は、暑さのため寝苦しく睡

眠不足になりがちです。睡眠不足が続くと、体力がなくなり疲労がたまるといえます。

睡眠不足にならない工夫、例えば、寝具などにも気をつけましょう。パジャマは、汗をよく吸収する綿のものがよいでしょう。タオルケットは、薄いものでよいのですが、朝方は気温が下がるので体を冷やさないように気をつけましょう。

寝る前には、お風呂に入って汗を流すことも熟睡のための一つの方法でしょう。

また、暑いからといって家の中でゴロゴロしているのは、体によくありません。思いきって外に出て、スポーツを楽しんだり、家族でハイキングや水泳などに外かけてみてはいかがでしょうか。



もう一度お確かめを

自動車検査証

車を廃車したときや名義を変更したときは、早めに長野陸運支局または検査登録事務所で正規の手続きをしてください。

放っておくと、いつまでも納金がかかったり、思いもかけない犯罪などで迷惑をこうむることがあります。あなたの車の自動車検査証をもう一度お確かめください。

中電子供ショーに

お出かけを

中部電力上田営業所サービス課
☎221240

とき：八月三十一日(土)午後二時から同四時

ところ：上田市民会館

対象者：保育園児・幼稚園児(年長)、小学校低学年

入場料：無料

ショー内容：ぬいぐるみミュージカル「オズの魔法使い」、

スクールメイツの歌と踊り、魔法の電気教室

定員：保護者同伴を原則とし、千五百名になり次第締め切ります。

申込方法：「7386 市内中央一七二九 中部電力上田営業所 中電子供ショー係」まで、はがきか電話でお申し込みください。

料理教室の

受講生を募集

上田ガスサービスセンター
☎226873

上田ガスでは、次のとおり料理教室の受講生を募集します。

△A組(月)九月二日から十二月九日、午前十時から正午

△B組(火)九月三日から十一月十九日、午前十時から正午

△C組(水)九月四日から十一月二十日、午後六時から同八時

募集人員：各クラスとも二十名

内容：和・洋・中華料理、パン、お菓子

受講料：十二回で九千円

種目	額(税別)
日本画	30(税別)
洋画	10(税別)
工芸	10(税別)
書道	仕額軸
写真	カモ

(注) ①額
②額

使用とか、家庭用電気器具などによって起こるテレビやラジオの電波障害を防止するこ

S B テレビ信州 テレビ図案
コンクール係



(六月三十日現在)

次の方々がなくなりました。
謹んでごめい福をお祈り申し上げます。

(六月三十日現在)

次の方々がなくなりました。
謹んでごめい福をお祈り申し上げます。

佐藤マツさん (常田二)	中常田 六四	伊藤重義さん (常田二)	奈良尾 七二	小山初子さん (常入一)	踏 入 七一	三井義雄さん (常入一)	漆 戸 八二	中陳靖孝さん (中央五)	分 去 二八	深町岩雄さん (中央五)	上川原柳町 七二	上原松野さん (中央二)	海野町 六六	山崎もとさん (中央二)	倉 升 八六	富岡花子さん (中央二)	大 屋 八二	児玉 一さん (中央二)	西前山 八二	中島吉道さん (常田二)	中常田 六三	宮田 稔さん (常田二)	金 井 五二	小坂井 緑さん (常田二)	中之条 五五	山岸熊太さん (常磐城三)	諏訪部 八一
-----------------	-----------	-----------------	-----------	-----------------	-----------	-----------------	-----------	-----------------	-----------	-----------------	-------------	-----------------	-----------	-----------------	-----------	-----------------	-----------	-----------------	-----------	-----------------	-----------	-----------------	-----------	------------------	-----------	------------------	-----------

植田實旺さん (中央四)	丸堀町 七七	山本サカエさん (中央六)	鍛冶町 八六	小田切正一郎さん (中央六)	下本郷 八五	西澤 實さん (中央六)	岡 六一	田中林五さん (常磐城三)	諏訪部 八〇	倉科きのこさん (常磐城三)	下塩尻 八三	芳池ひさじさん (常磐城三)	石 神 八〇	田村榮子さん (中央北二)	新 田 六一	竹内信太郎さん (中央北二)	上紺屋町 八三	黒坂ひろさん (中央四)	院 内 八七	前島喜悦さん (中央四)	八木沢 七〇	清水たまじさん (中央四)	下之条 九六	六川忠信さん (中央四)	長 島 四一	渡邊綱慶さん (中央四)	千曲町 八四	馬場ほとりさん (中央四)	八木沢 八二	望月浩美さん (中央四)	緑が丘北 二四	小市四九造さん (中央四)	笹 井 八〇	竹内正夫さん (中央四)	上 沢 六一	土肥ゆきのさん (中央四)	諏訪形 八九	和田 晋さん (中央四)	鎌 原 八一	片山 進さん (中央四)	上田原 五七	成沢久光さん (中央四)	野 竹 九四	倉島ふをさん (常八二)	常 入 八四
中村菊枝さん (中央四)	下塩尻 六一	小林みづのさん (中央四)	福 田 七七	滝沢沙登美さん (中央四)	北常田 〇	中曾根まよさん (中央四)	蛇 沢 八〇	橋詰春枝さん (中央四)	常 入 七八	松澤武安さん (中央四)	北常田 七七	山邊吉子さん (中央四)	大手町 七四	内藤育造さん (中央四)	小井田 八一	細川清明さん (中央四)	諏訪形 九二	田玉 清さん (中央四)	三好町 五三	春原福太郎さん (中央四)	院 内 八四	坂口ぬいさん (中央四)	国 分 八六	高橋守夫さん (中央四)	北大手 五五	中澤 準さん (中央四)	中之条 七一	大谷隼人さん (中央四)	染 屋 七八	北澤とみのさん (中央四)	野 竹 七八	高橋いちよさん (中央四)	鷹匠町 七五	池田るいさん (中央四)	上 堀 八七	川谷徳美さん (中央四)	塩田新町 六六	原 まささん (中央四)	宮澤君江さん (中央四)	小 泉 八二	長 島 六六	伊藤二郎さん (中央四)	越 戸 七三	小山のぞさん (中央四)	越 戸 七七

花火を安全に

花火のシーズンを迎え、次のことに注意して花火を安全に使用しましょう。

○花火に書いてある遊び方を守りましょう。

○燃えやすいものがある場所は避けましょう。

○風が強いときはやめましょう。

○水を用意しておきましょう。

○大人が指導しましょう。

○一本ずつ遊びましょう。

○正しく点火しましょう。

○途中で火が消えても筒の中をのぞかないようにしましょう。

○ほくして遊ぶことはやめましょう。

○ポケットなどに入れておかないようにしましょう。



生ごみは水分を十分に切って

本格的な夏を迎え、生ごみの量が増えてきました。生ごみは、水分を十分に切って、しっかりこん包してお出してください。また、自家処理の御協力もお願いします。

〈市清掃事務所 ☎220666〉

社会保険出張相談日

〔8月〕

★千曲川左岸地区	第1火曜日	6日
	第3火曜日	20日
会場…松尾工業株式会社(川辺町)		
★千曲川右岸地区	第2火曜日	中止
	第4火曜日	27日
会場…上田商工会議所(大手町)		

○各会場とも午前10時～午後3時
○お問い合わせ…上田商工会議所 ☎224500

約160人が
目的で、
の巧みな
園児もい

の日

を9月2日
で、市役所

炎日

9月2日(月)
5時まで、
事務局で行